

2.2 電子図書館の取り組みと課題

2.2.1 電子図書館と著作権

2.2.1.1 電子図書館の利用と著作権

本学で電子化の対象となる雑誌、図書、ビデオ、学位論文などの資料は、いずれも著作権法（以下「法」という。）でいう「著作物」（法第2条第1項第1号）にあたり、法第6条により保護を受ける対象となる。著作者は、法第30条以下の著作権の制限にあたる場合を除いて、法第18条以下に規定される権利を享有することとなる。

電子図書館では、上述の研究・教育に必要な資料が電子化、蓄積され、ネットワークを介して利用者に提供される。この処理過程では、それぞれ以下のような法上の権利が関係してくると考えられる。

- ・ 著作物をデジタル化し、ハードディスク等の装置に蓄積すること
「複製権」（法第21条）、「公衆送信権等（送信可能化）」（法第23条）
- ・ 蓄積した情報をネットワークを経由して提供すること
「公衆送信権等」（法第23条）
（ただし、プログラムの著作物以外は、同一構内における送信の場合は、公衆送信に該当しない（法第2条第1項第7号の2）。）
- ・ 蓄積した情報をプリンタで印刷すること
「複製権」（法第21条）

電子図書館での利用は、法上の権利制限規定には該当しないため、著作物を著作者に無断で自由に利用することはできない。したがって、著作物を電子図書館で利用するに際しては、上記の著作者が持つ権利について、事前に利用の許諾を得ておく必要がある。

2.2.1.2 著作権処理の基本方針

本学電子図書館の構築にあたっては、その創設当初より、「著作物の利用の許諾」について規定した法第63条に基づいて、電子化する雑誌や図書等の個々の著作者から利用の許諾を得ることを基本として許諾交渉を行ってきた。

また、許諾を得るにあたっては、利用方法や利用の範囲等許諾を得

たい内容や利用の条件を明確にして著作権者に説明した上で、できる限り協定書や承諾書といった文書の形で許諾を得ることとしている。

2.2.2 電子図書館のこれまでの取り組み

2.2.2.1 著作権許諾交渉体制の整備

平成6年度～

- (1) 著作権許諾についての基本方針や諸問題を検討するため、附属図書館運営委員会の下に著作権専門部会を設置。
- (2) 許諾交渉の際の基礎となる依頼文書の様式を作成。
- (3) 著作権者と合意に達した際に取り交わす協定書（許諾内容及び条件等について詳細に記述したもの）及びその簡略版である承諾書の様式を作成。

平成8年度～

- (4) 著作権料が予算化され、有償での許諾交渉が可能となる。
- (5) 教職員を東京等に派遣し、著作権者と直接面談による交渉を実施。
- (6) 学内生産物である修士・博士論文、テクニカルレポート等の電子化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (7) 著作権法及び著作権許諾条件遵守のため、学内利用者に電子化資料利用にあたっての誓約書の提出を義務づける。

平成11年度～

- (8) 本学で行われる講演・講義内容の映像デジタル化及びデータベース化について、承諾書の様式、取扱方法等を決定。
- (9) 電子化資料の充実・拡大を図るため、著作権許諾とデータベース構築を専門に担当する専門職員を配置。

平成13年度～

- (10) 本学教員が研究代表者となっている科学研究費補助金研究成果報告書の電子化について、承諾書・委任状の様式、取扱方法等を決定。

2.2.2.2 平成19年度までの活動

- (1) 当初、本学教員の協力を得て、教員が関係する学協会や企業等を中心に、学協会誌や企業誌について、無償での許諾を基本として交渉を進めた。

- (2) 著作権料が予算化されたことにより、平成 8 年度以降、必要な場合には、相応の許諾料を支払う方針に転換。
- (3) 平成 10 年度以降は、学協会誌については、著作権集中処理機関である学術著作権協会を通じて、また平成 11 年度以降、商業誌や図書は、国内の商業出版社や大学出版会を中心に、いずれも有償での許諾交渉を進めた。
- (4) 近年における電子ジャーナルの急速な普及等の学術情報環境の急激な変化に対応するため、インターネットで利用できるものについては、これを積極的に活用し、本学独自での学外資料の電子化は、これ以上拡大せず、学内著作物の電子化、及び学内での講演・講義の映像資料のデジタル化の拡充と、その学外公開を進める方向に方針転換を図る。(平成 14 年度)
- (5) 学内限定利用という条件のもとに本学で電子化した資料について、学外への公開の可能性を、いくつかの許諾機関に打診する。その結果、本学で電子化した東京大学出版会の図書について、今後新たに電子化するものも含め、生駒市の図書館北分館の特定端末からインターネット経由で、北分館の利用者に公開することが東京大学出版会より許諾され、年度末より試験提供を開始した。(平成 14 年度)
- (6) 外国雑誌については、Elsevier Science 社に続き、Kluwer 社の雑誌についても電子ジャーナルを利用することとし、本学での電子化を中止した。(平成 15 年度)
- (7) 東京大学出版会と生駒市と本学の三者間で協定を締結し、本学で電子化した東京大学出版会の図書を、生駒市図書館北分館の特定端末からインターネット経由で、北分館の利用者に公開するサービスを開始した。(平成 15 年度)
- (8) 平成 16 年度から授業アーカイブ構築事業として、学内で行われる講義について、収録しデジタル化して保存、公開する準備を開始し、平成 17 年度から、情報科学研究科の協力を得て試行を開始した。さらに平成 21 年度からは、バイオサイエンス研究科並びに物質創成科学研究科にも当事業を広げる予定である。
- (9) 電子図書館で学外公開可のコンテンツを奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ naistar に搭載、試験公開を始めた。(平成 18 年度)

(10) OAIster、JuNii+に naistar のコンテンツのメタデータ登録を行った。(平成 19 年度)

2.2.3 電子図書館の現状

2.2.3.1 利用許諾数

平成 20 年 3 月末現在の許諾数は、表 1 のとおり、図書 961 冊、雑誌 227 タイトルである。図書と雑誌について、本学全体の蔵書冊数と比較した場合の許諾率は、図書は 2.1%、雑誌は 22.4%となる。

平成 14 年度以降、利用許諾の申し込みは、既に許諾を得ている学協会及び出版社に対してのみ行っており、図書や雑誌の追加許諾が、その主な内容である。

2.2.3.2 現在の取り組み

平成 20 年度についても、前年度に引き続き、学内著作物及び講演・講義の映像資料のデジタル化の拡充とその公開を進めていくことに重点を置いて、以下のような取り組みを行っている。

(1) 学内著作物の電子化の拡充と学外公開の推進

学位論文、テクニカルレポート、科学研究費補助金実績報告書及び研究成果報告書等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(2) 学内講演・講義の映像資料のデジタル化と学外公開の推進

学内で行われる講演・講義の映像資料等について、各研究科及び関係部署の協力により引き続き拡充を図るとともに、学外公開を推進する。

(3) 既に許諾を得ている出版社の図書の拡充

既に許諾を得ている出版社の新刊等未購入の図書について、教員選定により拡充を図る。

(4) 国内雑誌について

既に許諾を得ているものについて、引き続き電子化を行う。

表1 図書・雑誌の年度別許諾状況（平成20年3月末現在）

| 区 分 | | 図書（機関数） | 冊 数 | 雑誌（機関数） | タイトル数 |
|---------|-------|---------------|--------------|-------------------|---------------|
| 平成6-9年度 | 申込数 | 25 | — | 81 | — |
| | 許諾数 | 7 | 25 | 40 | 131 |
| 平成10年度 | 申込数 | 16 | — | 38 | — |
| | 許諾数 | 4 | 71 | 12 | 19 |
| 平成11年度 | 申込数 | 7 | — | 27 | — |
| | 許諾数 | 4 | 94 | 7 | 17 |
| 平成12年度 | 申込数 | 7 | — | 7 | — |
| | 許諾数 | 4 | 197 | 4 | 39 |
| 平成13年度 | 申込数 | 8 | — | 9 | — |
| | 許諾数 | 4 | 134 | 9 | 18 |
| 平成14年度 | 申込数 | 3 | — | 2 | — |
| | 許諾数 | 3 | 129 | 2 | 2 |
| 平成15年度 | 申込数 | 3 | — | 0 | — |
| | 許諾数 | 3 | 62 | 0 | 0 |
| 平成16年度 | 申込数 | 3 | — | 1 | — |
| | 許諾数 | 3 | 61 | 1 | 1 |
| 平成17年度 | 申込数 | 3 | — | 0 | — |
| | 許諾数 | 3 | 58 | 0 | 0 |
| 平成18年度 | 申込数 | 3 | — | 0 | — |
| | 許諾数 | 3 | 73 | 0 | 0 |
| 平成19年度 | 申込数 | 3 | — | 0 | — |
| | 許諾数 | 3 | 57 | 0 | 0 |
| 許諾累計 | 申込数 b | 81 | — | 165 | — |
| | 許諾数 c | 41 | 961 | 75 | 227 |
| 所蔵数 a | | 45,689 | | 1,013 (和359 洋654) | |
| 許諾率(%) | | c / b 50.6 | c / a 2.1 | c / b 45.5 | c / a 22.4 |

2.2.4 最近の取り組み

2.2.4.1 学術情報インフラの整備

本学では平成17年度、学術研究活動を支えるデータベース、電子ジャーナル等を、本学の研究・教育に不可欠な学術情報資源と捉え、これを大学の共通予算で負担する共通経費化方式に変更した。

このことは「学術情報基盤の今後の在り方について（報告）」（平成

18年3月23日：文部科学省科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会) 第2章「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について」で述べられている「各大学は共通経費化を推進することが必要である。」「価格上昇を続ける電子ジャーナルの購入経費を確保するためには、今後の値上がりを見越し、予算確保に向けた取組みが必要である。」という趣旨に沿った整備であり、それに先駆けたものだった。Web of Science や SciFinder Scholar といったデータベース、Elsevier 社の ScienceDirect や Springer 社の SpringerLink などの電子ジャーナルパッケージが、日々多くの学内研究者・学生に利用されている。特に Elsevier 社の ScienceDirect については、平成 20 年度よりフリーダムコレクションという契約形態に変更し、ScienceDirect に搭載されている電子ジャーナルのほぼ全てのタイトルが 1997 年刊行分より閲覧できるようになった。

今後本学における最先端の研究・教育に不可欠な、これら基礎的学術資源について整備充実を進めていくことが必須であるが、一方で毎年値上がるそれらに要する費用をどう確保するか、大学全体で検討する必要性が出てきている。

2.2.4.2 機関リポジトリ構築と今後の課題

上述の「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」にはまた電子化への積極的な対応の一つとして、機関リポジトリの推進が挙げられた。

本学はこれまで電子図書館において、電子化された資料の蓄積、公開を行ってきただけだが、そのうち学外へフリーで公開されている学内研究成果約 2,500 件をコンテンツとして、2007 年 3 月に奈良先端科学技術大学院大学学術リポジトリ naistar の試験公開を始めた。しかしこれだけでは、利用者は本学のリポジトリのサイトを探し出し、そこからのみ検索が可能だけである。より広く本学の研究成果のアクセシビリティをあげるため、図書館では 2007 年 10 月に OAIster、JuNii+への上記コンテンツのメタデータの登録を行い、現在それぞれからも本学の機関リポジトリに搭載された研究成果の検索、利用が可能となっている。

現在、平成 20 年度内における正式公開に向け、研究者業績管理データベースとの連携の下、学術雑誌に掲載された、本学教員が執筆した論文を naistar に登録する準備を整えるとともに、規程の制定に向けた検討を行っている。

今後は、これら論文の naistar への登録をはじめ、これまでの取り組みの延長にあたる学内公開限定コンテンツの学外公開化、科学研究費補助金成果報告書など公開の許諾率が低い資料に関して、教員の方々に極力協力してもらえよう働きかけることなどが課題となる。

大学の事業として機関リポジトリを明確に位置づけ、教員の理解、協力のもと、naistar を発展させていくことができると考える。

(なお、JuNii+は平成 21 年 3 月 28 日をもって終了し、4 月 1 日以降は、学術機関リポジトリポータル JAIRO にそのサービスが引き継がれる予定。)

2.2.4.3 Ex Libris™ 社 MetaLib/SFX の導入

2008 年 3 月に導入された電子図書館システムには、Ex Libris™ 社の MetaLib/SFX が搭載された。MetaLib は学内外の資料を横断的に検索できる統合検索システムであり、文献データベース、電子ジャーナル、OPAC など多種多様なデジタル資源を整理統合し、一括して検索する窓口を提供する。

本学図書館ポータル <http://library.naist.jp/> にある LIMEDIO SEARCH はその機能を使ったものである。

本学の学生、教職員は MyLibrary にログインし、MetaLib のパーソナライズ機能を利用することによって、LIMEDIO SEARCH にある既存のデータベースセット以外に、自分個人のデータベースの組み合わせを設けることができ、それを対象に(横断)検索することができるようになる。このパーソナライズ機能を使って、利用者は個人用電子図書館として、データベースリスト、電子ジャーナルリストを自由にカスタマイズすることができる。

検索された結果からは SFX を使って、電子ジャーナル掲載の本文に直接たどりつくことができ、またその検索結果に関わるその他の関連情報へのナビゲーションも可能となる。

今後はこれらの機能を利用者に周知し、図書館ポータルの利用の増大を図ることが課題となる。